# 少子化対策特別部会 (第9回)

平成20年5月19日(月) 17:00~19:00 厚生労働省 省議室(9階)

# 議事次第

#### 〇 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え 方について

#### [配付資料]

- 資料 1 1 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え 方(案)
- 資料 1 2 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え 方 (素案) から (案) への修正箇所
- 資料2 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え 方(案)(概要)
- 資料3 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え 方(案)参考資料集
- 資料 4 杉山委員提出資料
- 資料 5 福島委員提出資料
- 資料 6 宮島委員提出資料
- 資料7 吉田委員提出資料

資料1-1

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

# 基本的考え方 (案)

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、●回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方に基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

#### 1 基本認識

#### (1) 新制度体系が目指すもの

#### (すべての子どもの健やかな育ちの支援)

○ 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

# (結婚・出産・子育でに対する国民の希望の実現)

○ 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

# (働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

○ また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の 労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達 成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

## (未来への投資)

○ 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来への投資」

であるという視点を共有する必要がある。

#### (2)新制度体系に求められる要素

#### (包括性·体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方に基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。
  - ※ 保育·放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護、児童手当·育児休業給付などの現金給付などが含まれる。これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

#### (普遍性)

○ 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

#### (連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。
- (3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担
  - 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい(※)。今後、サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。 そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送り するようなことはあってはならない。
    - ※家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2~3%であるのに対し、日本は1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める家族関係社会支出は4%に過ぎず、欧州諸国と比較しても際だって低い。
  - 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
  - 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

## 2 サービスの量的拡大

#### (1)「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において1 0年後(2017 年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作 戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、女性の就業率の高 まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

### (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討していく必要がある。その際には、仕事と生活の調和や業務のやり甲斐、キャリアパスなど、人材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

# 3 サービスの質の維持・向上

### (1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護など について、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サ

- ービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は 重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討す べきである。

#### <u>(2) 保育サー</u>ビス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する 適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等 の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス 提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、 科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを 改善していくという視点が重要である。

# 4 財源·費用負担

# (1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)の基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それ

ぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

#### (2)地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

#### (3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

#### (4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、 今後、具体的な議論が必要である。

### (5)その他

○ また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用 者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

# 5 保育のサービス提供の仕組みの検討

#### (基本的考え方)

- 希望するすべての人が安心して子どもを預け働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。
- 保育のサービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。 併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。
  - ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
  - ・ 情報の非対称性
  - ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
  - ・ 選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること

- · 子育で中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と 保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること
- 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育のサービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づくもの)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

#### (保育サービスの必要性の判断基準)

○ 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、全国どこでも必要な保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を各地域で適切に判断できる新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

#### (利用方式のあり方)

- 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。
- その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者が情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。
- また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

#### (地域特性への配慮)

- さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。
- また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意しつつ、 実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

#### (幼保連携)

○ 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども 園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教 育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

### 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育 ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、 家庭訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、 質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の 実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービス を行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- 親の成長の支援の必要性等も踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、 親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきであ る。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論 が必要である。

# 7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に行い、制度の弾力性、持続可能性を図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、祖父母、高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が 大半を占めているものもあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、多様

な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。

○ 地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに 積極的に参画を得る方策を探るべきである。

### 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が 地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要と される。

# 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけではなく、 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要 である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、○歳児保育、延長保育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、父親も母親も家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきである。
- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育で期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き

方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇を確保することが重要である。

○ この際、地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに 関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

#### 終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的な議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

資料1-2

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

# 基本的考え方 (素案)

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、●回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方に基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

#### 1 基本認識

#### (1) 新制度体系が目指すもの

#### (すべての子どもの健やかな育ちの支援)

○ 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

# (結婚・出産・子育でに対する国民の希望の実現)

○ 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

# (働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

○ また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の 労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達 成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

## (未来への投資)

○ 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、将来の子 どもの成長に大きな意義を有<u>するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの</u> 低減も期待されし、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来へ の投資」であるという視点を共有する必要がある。

#### (2)新制度体系に求められる要素

#### (包括性:体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方に基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、<u>関係府</u>省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。
  - ※ 保育·放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診等の母子保健サービス、 児童虐待防止や社会的養護、児童手当·育児休業給付などの現金給付などが含まれる。これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

#### (普遍性)

○ 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

#### (連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。
- (3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担
  - 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さ<u>い(※)。今後、</u> 後、く、サービス量の拡大を行っていくため<u>には</u>、一定規模の効果的財政投入が必要である。そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りするようなことはあってはならない。
    - ※家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2~3%であるのに対し、日本は 1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める家族関係社会支出は4%に 過ぎず、欧州諸国と比較しても際だって低い。
  - 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

## 2 サービスの量的拡大

#### (1)「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において1 ○年後(2017 年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作 戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、保育サービス等に ついて、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡 大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

### (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討してい 〈必要がある。その際には、仕事と生活の調和や業務のやり甲斐、キャリアパスなど、人 材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

# 3 サービスの質の維持・向上

#### (1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行って図っていくことが

#### 重要である。

○ 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は 重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討す べきである。

#### (2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応 の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害 をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専 門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する 適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等 の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- <u>保育環境等のあり方については、保育環境の改善や保育サービスの質の向上のため、</u>利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫<u>の発揮に十分</u> <u>配慮しながら等に配慮しつつ</u>、<u>その維持・向上を図ることが必要であり、保育環境等のあり</u> <u>り方について、</u>科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の<u>認可保育所以外の</u>多様なサービスを視野に入れ、<u>地域のすべての子どもの健やかな育ちを</u>支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを 改善していくという視点が重要である。

# 4 財源·費用負担

### (1) 社会全体による費用負担

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援はが、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)の基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負

担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

#### (2)地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育で支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域格差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

#### (3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の役割における、現在の労働者の両立支援としての側面、「将来の労働力担い手の育成の基礎を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)」としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

#### (4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、 今後、具体的な議論が必要である。

### (5)その他

○ また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用 者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

# 5 保育のサービス提供の仕組みの検討

### (基本的考え方)

- 希望するすべての人が安心して子どもを預け働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。
- 保育のサービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。

併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。

- ・ 良好な育成環境の保障という保育サービスの持つ公的性格、更には
- \_\_情報の非対称性

- ・・質や成果の評価に困難が伴うこと
- ・ -選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること
- 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育のサービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づくものとして、ここでは「準市場メカニズム」と呼ぶ。)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

#### (保育サービスの必要性の判断基準)

○ 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、<del>地域によって判断が異なることなく</del>全国どこでも<u>必要な</u>保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を<u>各地域で適切に</u>判断<u>すでき</u>る新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

#### (利用方式のあり方)

- 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、「準市場新しい保 <u>育</u>メカニズム+の考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする 方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。
- その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者がの情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。
- また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

#### (地域特性への配慮)

○ さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。

○ また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意しつつ、が必要である実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

#### (幼保連携)

○ 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども 園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教 育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

#### 6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育 ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、 家庭訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、 質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の 実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービス を行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- <u>親の成長の支援の必要性等も踏まえ、</u>地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、 親の子育でを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきであ る。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

# 7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に<u>行い、制度の弾力性、持続可能性を</u>図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、<u>保護者、祖父母、地域の</u>高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画により、地域の力を引き出して行

っていくべきである。

- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が 大半を占めているものもあり、<u>新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、</u>多様 な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。
- <u>地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、</u>親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに 積極的に参画を得る方策を探るべきである。

# 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども<u>や社会的養護を必要とする子ども、障害児</u>など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が 地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要と される。

# 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけではなく、 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要 である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が 相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、○歳児保育、延長保 育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以 上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、両親が父親も母親もともに家 庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。
- また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきで ある。

- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向け た取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含 めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育で期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き 方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の 置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇 を確保することが重要である。
- この際、地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに 関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

#### 終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。が、こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞きながらくとともに、国民的な議論を行い、喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

第9回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年5月19日

資料2

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方(案) 概要

[社会保障審議会 少子化対策特別部会]

○「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。 ○引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

### 1 基本認識

#### ~新制度体系が目指すもの~

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

### ~新制度体系に求められる要素~

- 1 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ②普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

# 効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

### 2 サービスの量的拡大

- ・子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ·「量」の抜本的拡充のためには、<u>多様な主体の多様なサービス</u>が必要であり、<u>参入の透明性・客観性と質の担保策</u>が必要。

### 3 サービスの質の維持・向上

#### 《全体的事項》

- ・質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。
- 《保育サービス》
- ・役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

#### 4 財源·費用負担

- ・次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、<u>社会全体(国、地方公共団体、事業</u>主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担の踏み込んだ議論が必要。
- ・地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

### 5 保育のサービス提供の仕組みの検討

- ・<u>今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため</u>、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する 対人社会サービスとしての<u>保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム</u>(完全な市場メカニズムとは 別個の考え方)を基本に、新しい保育のサービス提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「<u>保育に欠ける」要件</u>については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、<u>客観的に</u> サービスの必要性を判断する新たな<u>基準等の検討</u>が必要。
- · 契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、<u>利用者の選択を可能とする方向で検討</u>。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、<u>市町村等の適切な関与や</u>、保護者の選択の判断材料として機能しうる <u>情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要</u>。また、<u>地方公共団体が、</u>地域の保育機能の維持向上や質の 向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ·新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「<u>量」の保障と財源確保が不可欠</u>。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた<u>就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要</u>。

### 6 すべての子育て家庭に対する支援等

・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、<u>すべての子育て家庭に</u>対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

# 7 多様な主体の協働・参画

- ・<u>保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画</u>により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

# 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など<u>特別な支援を必要</u>とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

# 9 働き方の見直しの必要性…仕事と生活の調和の実現

・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、<u>父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。</u>仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

# 次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方(案)

# 参考資料集

#### Ħ 次

- 1 次世代育成支援全般 次世代育成支援に関係する制度の現状【P2】 保育サービスの全体像【P3】
- 2 サービスの量的拡大関係
- (1) 各種サービス量の現状と潜在需要 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)【P4】 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P5】 保育所待機児童の現状【P6】 放課後児童クラブの待機児童数等の推移【P7】 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P8】
- (2) 各種サービスの地域格差

3歳未満児における保育サービス利用率「都道府県別(H18年度)][P9] 小学校1~3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道 府県別)【P10】

妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況(平成19年8月現在)【P11】 地域子育で支援拠点事業の都道府県別実施状況【P12】

- 3 サービスの質の維持・向上関係 保育の質を支える仕組み【P13】 保育士等の給与額、年齢、勤続年数【P14】
- 4 財源·費用負担関係
- (1) 各国の次世代育成支援に対する支出負担の現状 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)【P15】 各国の社会支出全体に占める家族関係社会支出の割合【P16】 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の財源構 成(推計)の国際比(対GDP比)【P17】

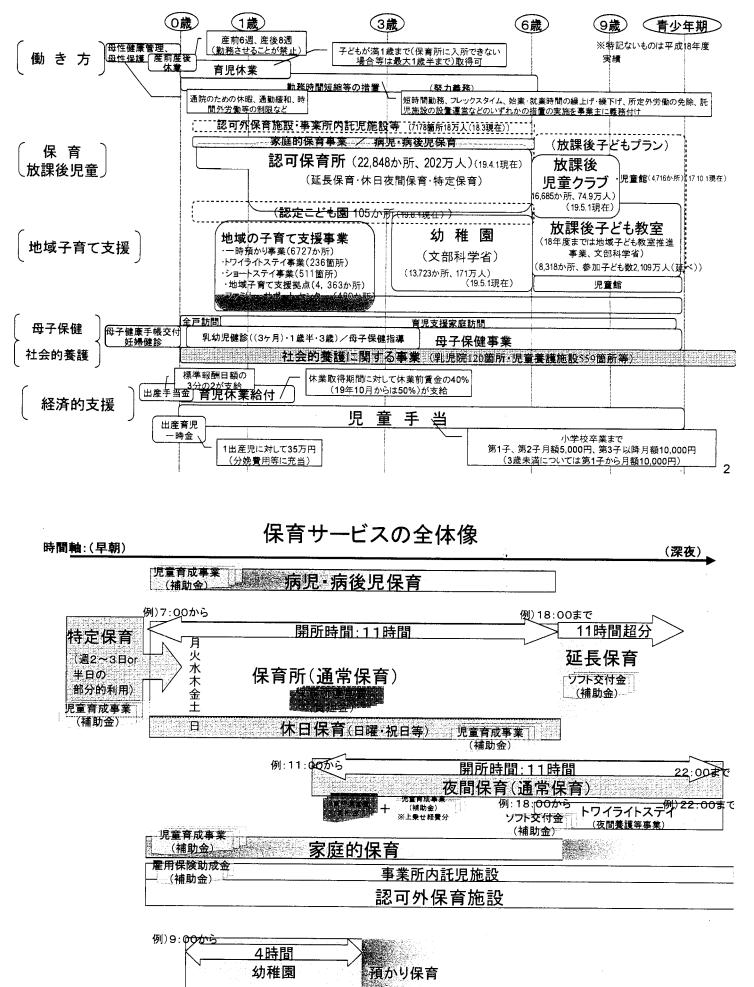
- (2) 今後追加的に必要となる社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より) 仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的な コストの推計【P18】
- (3) 費用負担の現状と考え方

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成【P20】 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方【P21】 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担[P22] 各制度の費用負担の現状(1)-事業主負担の考え方-【P23】 各制度の費用負担の現状②一市町村に対する財政支援の状況-【P25】 次世代育成支援に関する利用者負担の現状(保育所の場合) [P26]

- (4) 社会保険による課題・社会保険以外の社会連帯による例 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論【P27】 フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ(社会保険以外の社会連携による次世 代育成支援の例)【P28】
- 5 保育のサービス提供の仕組みの検討関係 保育所利用の仕組み【P29】 認可保育所の入所基準(政令)ー「保育に欠ける」の判断基準ー【P30】 市町村の入所選考基準の例(K市)【P31】 都道府県別幼児教育の普及状況(5歳児)【P32】
- 6 その他

多様な主体の参画・協働による子育て支援事例【P33】 社会的養護の現状について【P35】 社会的援護体制の整備状況と自治体間格差【P36】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針【P37】

# 次世代育成支援に関係する制度の現状



# 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

#### 趣旨

働きながら子育てをしたいと 願う国民が、その両立の難し さから、仕事を辞める、あるい は出産を断念するといったこと のないよう。

- 働き方の見直しによる 仕事と生活の調和の実現
- ○「新たな次世代育成 支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」と して進めていく。



希望するすべての人が安心 して子どもを預けて働くことが できる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充 実・強化するための「新待機 児童ゼロ作戦」を展開

#### 目標·具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くこ とができるためのサービスの受け皿を確保し、 待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を 集中重点期間とし、取組を進める。



#### <10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38% (×)
- 【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- 放課後児童クラブ(小学1年~3年)の 提供割合 19% → 60% (※) 【登録児童数145万人増】
  - ⇒ この目標実現のためには 一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、 「新たな次世代育成支援の枠組み」 の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」 における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組 を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に 10年後(2017年)に達成される水準

#### 集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中 重点期間における取組を推進するため、 待機児童の多い地域に対する重点的な支 援や認定こども園に対する支援などについ て夏頃を目途に検討

○保育サービスの量的拡充と提供手 段の多様化 [児童福祉法の改正]

保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認 定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実

○小学校就学後まで施策対象を拡

小学校就学後も引き続き放課後等の生活の 場を確保

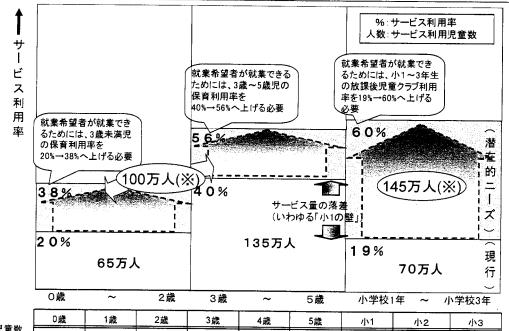
○地域における保育サービス等の計 画的整備〔次世代育成支援对策推進 法の改正)

女性の就業率の高まりに応じて必要となる サービスの中長期的な需要を勘案し、その絶 対量を計画的に拡大

○子どもの健やかな育成等のため、 サービスの質を確保

# 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。 (0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、 4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、 7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



※潜在的ニーズの量は、 現在の児童人口にサー ビス利用率を乗じたもの であり、将来の児童数に より変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)

108万人 105万人 109万人 112万人 115万人 117万人 118万人 118万人 119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額) 単価(公費負担ベース・月額)

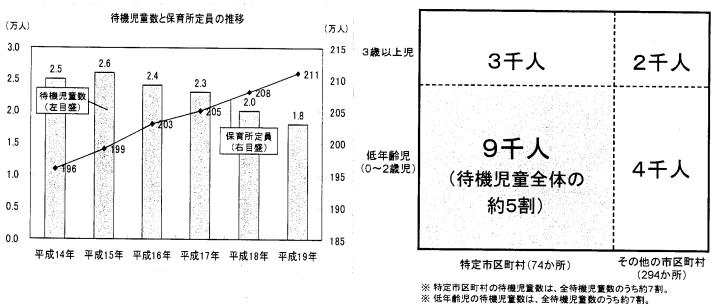
Im (1 1) %									
171.250 🞮	101,417 円	101,417 円	49,417 円	42.417 円	42,417円	10,000円	10,000 円	10,000円	ĺ
136,833円	67.000 円	67,000 円	22.000円	17.250 円	17.250 円	5,000 円	5.000 円	5,000円	

# 保育所待機児童の現状

- 〇平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 〇待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- ○低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

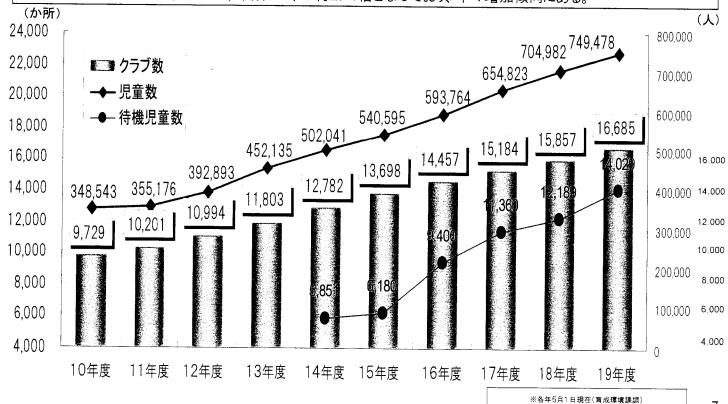
#### 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

#### 【保育所入所待機児童 1万8千人 の内訳】



# 放課後児童クラブの待機児童数等の推移

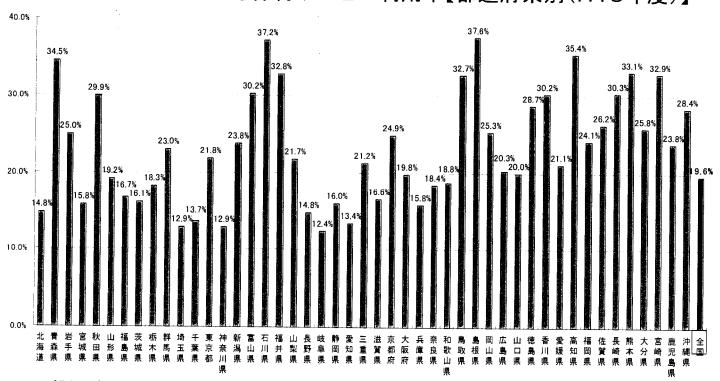
○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較する と、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数 (待機児童数)は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



子育で支援関係事業の実施状況(現状と日標値)

<u></u>	返送が手来の夫	<u> </u>	<b>1</b> 录 1 但 <i>)</i>
事業名	2004年度末時点	<b>現状</b> (2007年度交付決定ベース)	2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」)
通常保育事業(保育所定員数)	<b>205万人</b> (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
延長保育事業	13,086か所 (うち民間分8664箇所)	9540か所(民間分のみ)	16,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	72か所	140か所
休日保育事業	607か所	875か所	2,200か所
特定保育事業	24か所	927か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
病児・病後時保育事業	496か所	735か所	1,500か所
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か <b>所</b> (平成19年5月1日現在)	17,500か所
生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	<del>-</del>	1063市町村	全市町村 (現在1795市町村)
育児支援家庭訪問事業	96市町村	784市町村	全市町村 (現在1795市町村)
一時保育(一時預かり)事業	5,651か所	7213か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
トワイライトステイ事業	134か所	236か所 (平成18年度実績)	560か所
ショートステイ事業	364か所	511か所 (平成18年度実績)	870か所
地域子育て拠点事業	2,936か所	4,409か所	6,000か所
ファミリーサポートセンター	344か所	540か所	710か所

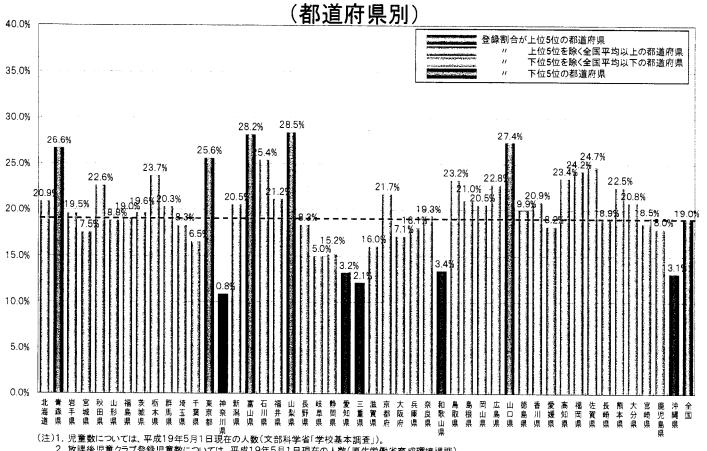
# 3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】



※【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】※「保育所利用児童(3歳未満児)」:福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】 「3歳未満人口」:平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

9

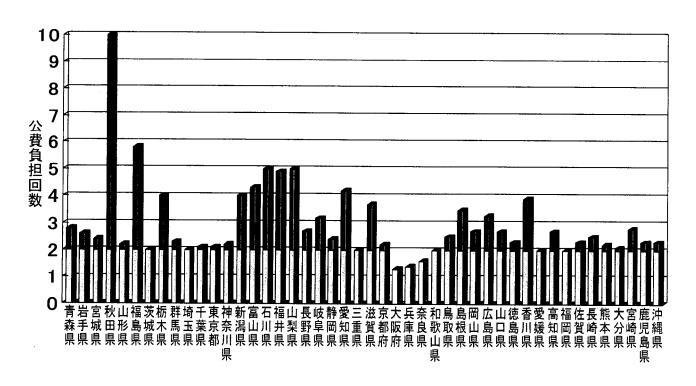
# 小学校1~3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合



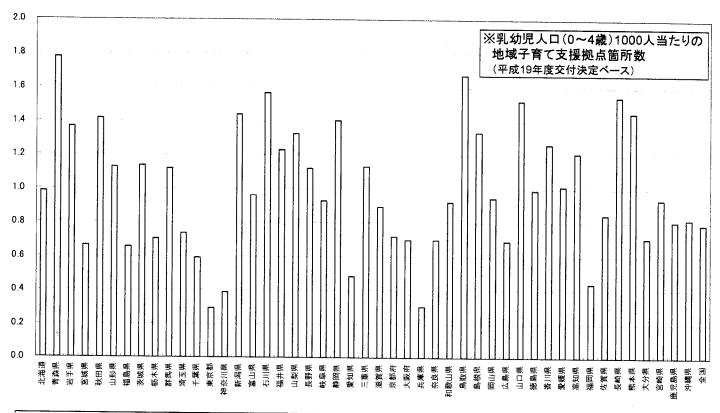
2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。

3. 割合については、児童数(小学校1~3年生)に対する登録児童数(小学校1~3年生)の割合。

妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況 (平成19年8月現在)



# 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。

※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

# 保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準 (職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

O歳児 1·2歳児		3歳児	4・5歳児	
1:3	1:6	1:20	1:30	

○嘱託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格

(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

保育所保育指針(本年3月に告示化の予定) (保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

13

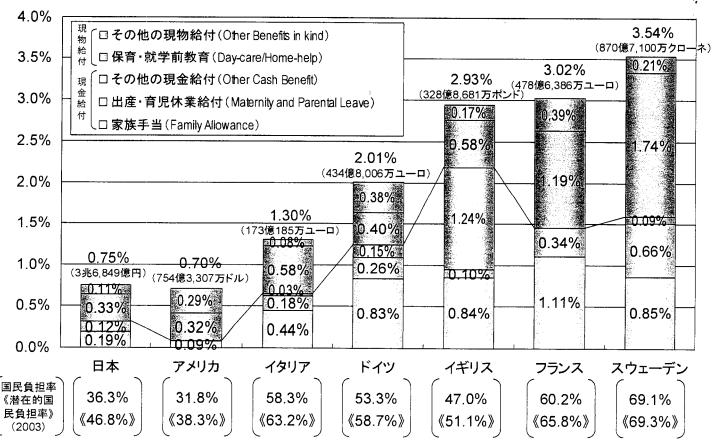
# 保育士等の給与額、年齢、勤続年数

区分	きまって支給する現金給与 額	年 齢	勤続年数
保育士	21.8 万円	32.8 歳	7.6 年
ホームヘルパー	20.2 万円	43.6 歳	4.4 年
看護師	31.8 万円	36.2 歳	7.1 年
幼稚園教諭	21.9 万円	30.6 歳	6.7 年
全産業平均	33.1 万円	41.0 歳	12.0 年

出典: 平成18年賃金構造基本統計調査

- ※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない
- ※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控除する前の額

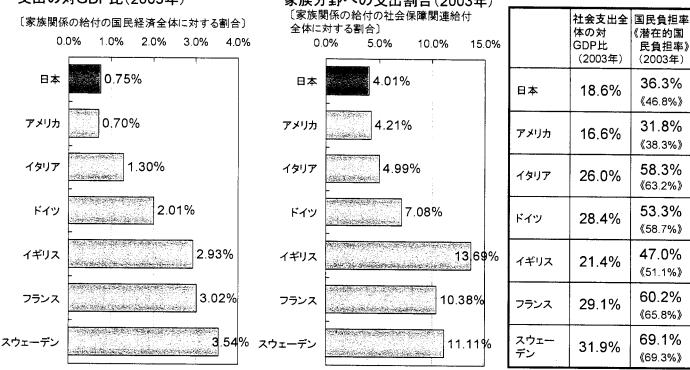
# 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料)OECD : Social Expenditure Database 2007(日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

# 各国の社会支出全体に占める家族関係社会支出の割合

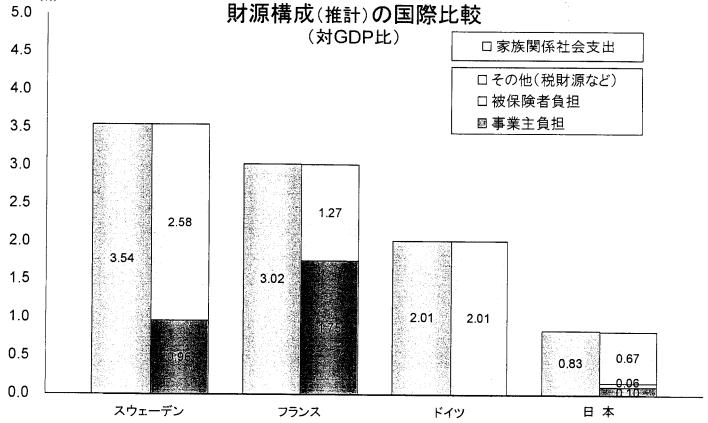
○ OECD基準による家族分野への社会 ○ OECD基準による社会支出のうち、 ○ 備考 支出の対GDP比(2003年) 家族分野への支出割合(2003年)



<sup>(</sup>注)家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付(児童手当等)、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用、就学前教育費など

資料: OECD "Social Expenditure Database 2007"(日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「平成17年度国民経済計算確報」による。) 16

# 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の



# 仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える 給付・サービスの社会的なコストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より)

児童・家族関連社会支出額(19年度推計) 約4兆3,300億円 (対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円

(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

#### <u>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</u>

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 ――― 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 〇 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
  - ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日 の病児・病後児保育利用)
- ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した 場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
  - ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

#### Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 — 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
  - ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

#### 丁 すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計)約4,500億円

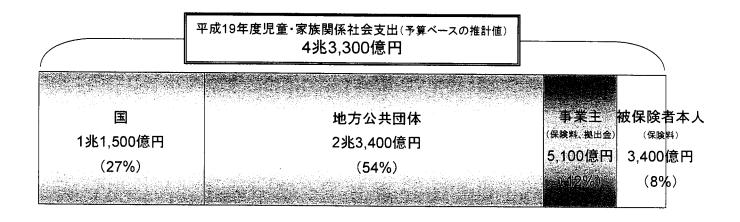
→ 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 〇 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
  - ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
  - ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備 ・全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後 の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体 の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については 勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費 用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、 この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満 児数でみると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民 の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。

# 次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

〇 平成19年度児童·家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

	7王な次世11月成文	. 接他策に関する質用負担と考え万
制度区分・給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	【国1/8、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な 状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき 事項であることから、労使折半により負担。 ・また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁では なく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。 (育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	<u>公立</u> (市10/10] * <u>私立</u> (国1/2, 県1/4、市1/4]	・児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。 ・ なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設
児童手当	被用者(3歳未満)   被用者(3歳以上)	置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。  ・ 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。 ・ 地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。  ※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めていない。
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児 保育・一時預かり・地域子育て 支援拠点等)	市 東東 東東 県	・ <u>地域住民の福祉</u> に密接につながることにより、 <u>地方</u> も一定の負担。 ・ <u>現在及び将来の労働力確保</u> の観点から、 <u>事業主</u> も一定の負担。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	市 區 【国1/2、市1/2】	・ <u>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進</u> の一環として、 国の負担による補助を行うもの。

#### Ⅱ(すべての子育て家庭を支 Ⅲ (すべての子育で家庭を支える地域基盤) ※1)公立保育所運営費(延長保育合む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。 ※2)文世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を ※3ファミリーサポーセンターについては、特別定められていない。 ※3ファミリーサポーセンターについては、サービスの提供希望者の間の連絡調整に係る費用が 次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。 ※4)妊婦種診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(28回/出)8) による推計額。なお、公費助成分以外は妊婦本人が確診費用を負担。 I (仕事と子育での両立を支える給付) える給付 (参考)回合計 (※上記の) 社会的装備等を含む) (平成19年度予算ペース) (参考) 1 合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ペース) 妊婦健診(公費助成) 全戸訪問 · 育児支援家庭訪問 (参考)日合計 (※上記のほか、 児童技養手当等を含む) (平成19年度予算ペース) 地域子育て支援拠点 児童手当 放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース) ファミリーサポートセンター 家庭的保育事業 病児・病後児保育 (※早료20年度予算ペース) 延長保育(私立) (※平成20年度予算ペース) 保育所(私立) (※平成20年度予算ペース) 保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ペース) 育児体業給付 (※平成20年度予算ベース) 時預かり 着付・サービス (米上記のほか) 高類 36% 25% (6400**%**FH) 25% (3300MH) ı 2700 3300 $\mathbb{H}$ 都道府県 (19636008) (19636008) ı 2900 59% (2700編円) 1600 100 54% (7100衛門) 200 30 <del>1</del>0 30 司四 300 **(\*4)** 2900 J 쏾 100 3600 1600 200 30 5 5% (200**%**PS) Ì 14% (3600**#**PS) 11% (1400個円) 事業主 1800 200 悔 100 600 30 30 <del>1</del>0 8**%** (2100**條**円) (H) (10%) ※100億単位(100億未満のものは10億単位)で四倍五人している 9 1 1 ļ 1 ļ 600 100% 100% 100% ※表世代育成 支援対策会体 支援対策会体 金(事業費750 毎円)の内費 給付費 (合計) 10300 300 6600 500 1300 80 20 80 (%2) (<del>\*</del>3) 利用者 負担 **₩** (¥2) (<u>\*</u>2) (<u>%</u>2) (<u>%</u>2) 1 ļ 1 3300 ١ 4300 (學位: 66日) ※決世代書版 支援対策投付 支援対策投付 全(事業費750 査円)の共衰 t 10300 費給用額 1300

# 各制度の費用負担の現状① -事業主負担の考え方-

○ 医療·年金·介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接·間接に事業主の利益につながること、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折平 (負担割合 1/2) 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌健康保険	制度発足時(昭和2年)労使折半 (負担割合 1/2) 以後変更なし。ただし、規約で定め るところにより、事業主の負担割合 を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保 険(政管)と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業 主による福利厚生の向上の観点から、規約に定める場合に は事業主の負担割合を増加することができることとしてい る。
厚生年金	制度発足時(昭和17年)労使折半 〔負担制合 1/2) 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有する</u> ことから、事業 主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

届用保険	・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時(昭和22 年)労使折半(負担割合 1/2) 以後、変更なし ・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時(昭和50 年)全額事業主負担 以後、変更なし	雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。 また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金賃行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。
児童手当	制度発足時(昭和47年) ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担 昭和57年改正時 ・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 平成12年・平成16年改正時 ・3歳以上の児童に対する給付等につき 公費負担により支給範囲を拡大	児童手当制度は <u>将来における労働力の維持、確保につながり</u> 、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。
介護保険	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。	の重度化の防止等、従業員の離退職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」(平成17年7月26日)資料より抜粋】

24

# 各制度の費用負担の現状②

一市町村に対する財政支援の状況一

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による 財政支援が行われている。

制 度 市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合				
保育所	私立…75%【市町村負担25%】 公立…0%【市町村負担100%】			
児童育成事業 66% 【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】				
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】			
国民健康保険	100% 【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)			
87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 介護保険 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)				
75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】 障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)				

# 次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけでない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

#### 【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
O歳児	17. 3万円	3. 5万円	13.8万円	2 : 8
1•2歳児	10. 3万円	3. 5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2. 8万円	2. 2万円	6:4
4歳以上児	4. 3万円	2. 6万円	1. 7万円	6 : 4

#### 【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4:6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

26

# 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

○ 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故と する場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

#### 【社会保険による場合の利点等】

- 〇 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応 した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 〇 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

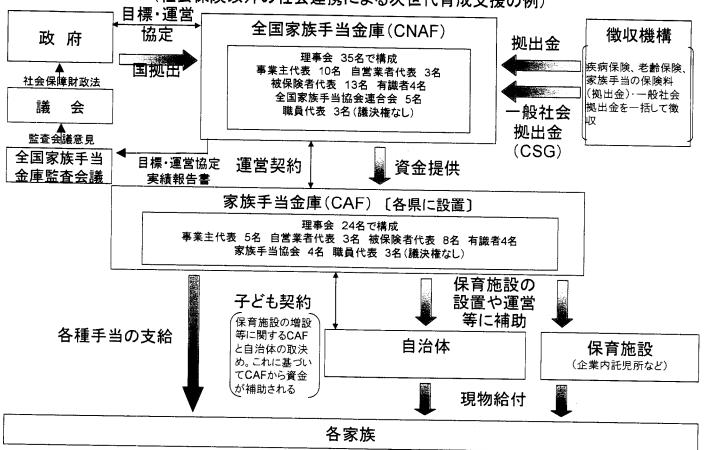
#### 【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、 いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を 受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、 そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性 や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、 次世代育成支援においては、親の未納に対して子に 不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」・・・生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)。

# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ

(社会保険以外の社会連携による次世代育成支援の例)



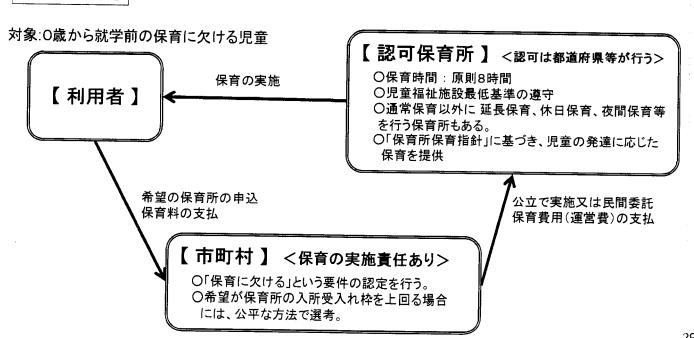
# 保育所利用の仕組み

#### 保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)





# 認可保育所の入所基準(政令)

- 「保育に欠ける」の判断基準-

〇児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定め る事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠ける ところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所におい て保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、 その他の適切な保護をしなければならない。

②~⑤ (略)

〇児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各 号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であ つて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合 に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有してい ること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

市町村の入所選考基準の例(K市)

₩ <del>9</del>	保護者の状況	<b>網</b> 目	ランク
1	居宅外労働	月29日以上、) 日実働で時間以上財労	A
	自宅外自営を除く	1 月 20 日以上、1 日実像 5 時間以上 1 時間未満	·
		2 月16日以上19日未進、1日東衛:路間以上	В
	<ul><li>業勤・非常勤等の呼称</li></ul>	(C.D.) Prov. (CAT/) - 1 Charter   CAMPATY   - CAMPA + 184	f - 1
	かわらず、その就労自数	及び 2. 月 16日以上 20日未海、1日実働 1時間以上 1時間未着	
	実備時間により区分する	就労先確定	
2	82	月 5 1日以上、1 日実働 1 時間以上就労	- A
	自宅外自営、飢廃等か	1 月20日以上、1日実備:時間以上:時間未進	
	経営の自営を含む	史 2 月16日以上20日未満、1日実施 5時間以上	. 8
		者 1 月20日以上、1日実働 4時間以上:時間未満	
	… 経営規模・業種・労	2 月 16 日以上 20 日末満、1 日実樹 4 時間以上 7 時間末満	; <
	御時間・労働密度等から	就労先確定	D
	みて、中心者と補助的な	月30日以上、1日実備で時間以上	В
	業務を行う協力者を区	5 月 ショ白以上、1日実働き時間以上 時間未満	
	分する	「皇」月16日以上20日未満、1日実働で時間以上	C
	- 内職従事者につい	方 2 2 1 日 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	D
	ては、協力者の顧目を適 申する	2 月 36 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満	U
_			E
3	妊娠・出産	出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度の間で、分娩・休	
		養のため保育にあたることかてきない	c
_		切迫液産等は「疾病」と扱う	
4	疾病、心身障害者	1 常時臥床又は1か月以上の入院	i
		2 重度の心身障害	
		・身体障害者手帳 )・2 級「聴育障害・級を含む」に該当	Α
		・療育手帳の交付を受けている者	
		・精神職務者保健福祉手帖の交付を受けている者	
		療養のため:か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合:	В
		慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないか、自宅での療養を	c
		指示されている場合	_
5	織院等居宅外での介		A~C
	介 居宅内での介護 (通称	通院・最所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外	
	運通所の付添いを含む	労働の基準を専用する (ただし、介援サーヒス等か利用できる)	A~C
		時間は徐くに	'
•	災害	災害の状況、後旧に要する時間等を基に陰宅外労働の時間を準用	A~C
		する.	
'	通学	<b>卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通</b>	
		学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外	A~D
		労働の基準を準用する	
	市 ひとり教世帯等 長	自立の促進が認められる ひとり親世帯等については、献労先権	
	iş	定した場合は、その献労条件により項目書号   とじの労働基準を	A∼D
	市 ひとり教世帯等 長による ・ 大阪活動	世用する	
	<b>特 求職活動</b> 例 まの世	求職のため昼間外出することを常思としている。	Ε
	例 その他	その他児童福祉の観点から保育の実施か必要と認められるもの	
		例)・児童を養育する能力か著しく欠如している	A~E
		・深夜勤務のため庭問瞭眠又は休養をとることを常能として	

・ランクは、ABCDEの助に入所の傾位が高いものとします・保護者の中でランクが異なる場合は、傾位の低いランクを適用します

別表2	同一ランク内での選考指数表

項		説 明	指电
世帯状況		1. 面親不存在世帯	
enteres de	分先行为:1.14	両親が不存在 死亡、拘禁、生死不明: の状態で、今後も引き続き両	15
12発費 1 ごて	<b>慢</b> ● 44. T (	様の状態が見込まれる場合	
5 0 8 9 <b>R</b> 5	***	0 00 25 11 195	
くは粉磨りの	) fig 5; 70	。 配偶者:事実婚を含む:のいない女子で、次のアから才に該当する場	
での選集作品		<b>*</b>	
216 35	45 AH:	ア 配偶者との離婚又は死別	
1 SOLENE		イ 配偶表の物質では生死不明がよか且経度	10
性療法機会與	<b>医世春仁花</b> :	ウ 配偶者かららか月程度追棄されている	
- 气操台运用	物の表示	エ 婚姻によらないで母になった女子	
子世帯の後に		才 離婚を前提に6か月程度別居している女子	
		3. 父子世帯	10
		母子世帯に埋じる	
		4 低所得世帝	7
就労寅績		概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合	
犯が乗輌	注 1	1 年以上の就労実績がある場合	2
泛可外保育	10 10 to 0	半年以上の就労夷様がある場合	1
総可外後官 利用状況	地,被安 0.		2
	+ 7 PE 40	室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合	
児童を養育す	१ क्षा	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなく ついむを得ず児童を職場へ連れて行く場合	1
同居の親族	TE (D 44) :F3		
(中) (西 リノ東州 ()夫・	φの依流 注:3		-3
	± 2		- 1
		近隣/半径 1km 以内 に親族が在住している場合	1
		: 産休明け、育休明け予定者、4月1日入所については1~3月中の復傷	2
明け		- 者を含む	
今回の申込る		保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業・	
育児休集を目	. ,		10
明解除となっ		うだいについては、この限りではない。	
福祉事務所 !		上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急	15
必要と認めた		に保育の実施を必要と認めた場合	
注: 児童の父:	母につきそ	れぞれ加賀します。	
注:剛陽の鏡	族等につい	ては、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合かあります	
注: (規可外	保育施設等	の利用状況」の項目とは重複しないものとします	
別表3	司ランク	7同一指数となった場合の調整項目表	
		項目	
申込み時に	おいて保	育料を滞納していない世帯	
保護者の一	方が長期	f不在(単身赴任、海外勤務、入院等:の世帯 ※確認できる書類等が必要)	+
		設等に預けている期間の長い世帯	
44.00	0.000 0.000 0.000	と運動した収入実績がある世帯	
所得の低い			
原泰相拉斯	等關係核	<b>!関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯</b>	

31

30

23 4K	26.4K	6:53	70 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	3048	OAMK :	346K	35 25	35.7%	36.3%	38.9%	41.3K	42.9%		441	5	47.3K	47.5%	42 9%	48.1 K	48.4N	498第	50.88	51.1%	51.5%	21.8%	52.9K	53.6W	55.0%	563K	59.2 K	62.8M	63.0K	63.3%	63.6%	64.7%	65.6¥	65.6×	65.6K	05.9%	58.0K	68. <b>9%</b>	70.0K	70.9K	71.48	72.7%	81.3
塘雪	西藤	32.5	E-50	(株)		**	<b>1</b>	E 25	液分泌	10年	<u></u>	老舜Li 海	N X		**	加斯斯	***	**************************************	長湯	泰海	 	3	100 (S)	海海	<u></u>	遊山海		100 年	148年	<b>新</b>	***************************************	**************************************	*** 200 %a	分類指	中国	**************************************	<b>か</b> 奏派	<b>★#6.0</b> 3	10000000000000000000000000000000000000	加加	***************************************	# 15 m	15年	100	<b>基班</b> 三海	*
741%	71.8K	001.0	N 1 C 3	5.5.00	53.85	57 6%	63 1 K	59.8%	57.8K	51.006	549%	50.03 30.03	22.2%	49.0%	883	46 5 M	49.5%	49.2%	41.5%	57 log	400	455%	42.3K	46.3x	45.8%	44.4K	42.6M	42 1 N	40.2%	30 6K	33.8%	33.9%	352M	32 8%	36.3%	344%	30.6 <b>K</b>	32.7%	363K	31.1%	2811	251%	24.78	249K	21.3%	17.8%

# 多様な主体の参画・協働による子育て支援事例

〇多様な主体の参画・協動による取組としては、計画・施策の企画立案・点検・評価への子育で団体等の参画、行政から団体への事業 委託、団体等への助成など、多様な形があり得るが、協働による事業実施としては、以下のような取組例もある。

	取組事例	みえ次世代育成応援企業等マッチングシステム(三重県)	父親の子育て参加促進事業(埼玉県) (「お父さん応援講座」の実施)
	取組の概要	「みえ次世代育成応援ネットワーク(インターネット上の情報交換等のネットワーク:平成18年6月~)」会員企業・団体を中心に、企業から使わなくなった備品や事務用品を提供してもらい、子育て支援団体に斡旋したり、場所の貸出や人材の紹介等、会員間で物とサービスのやりとりをネット上で行うシステム。(平成19年9月から実施)	多くの父親にとって身近な場所である職場において同僚とともに、子育ての楽しさを実感し、具体的に活用できる地域の社会資源などを学ぶ、「お父さん応援講座」を実施し、父親の子育て参加を進める。(平成19年度から実施)(実施の流れ)企業等→県に申込→県が実施主体(NPO法人)と調整→NPO法人が企業等に出向いて講座を実施
取	組のきっかけ	〇あるクラフトメーカーが製品とならない素材 (紙) を保育園へ 提供し活用していた事例があり、その動きが子育て支援セン ターや他の保育園へと広がっていったことがきっかけとなっ た。	○父親の子育て参加を促進する事業の実施にあたり、事業案に ついて民間団体から企画提案を公募し、採用したもの。
関	行 政	○ネットワークの運営管理、事業の広報、企業・団体等への働きかけ	<ul><li>○受講の募集・広報、企業等からの申込受付、委託事業者との 調整</li><li>○講座実施経費(講師人件費、教材費等)の負担</li><li>○県職員を対象とした講座の先行実施</li></ul>
わり方	企業等	〇物・サービスの提供(備品、事務用品等が中心)	○講座実施の企画、受講者の募集 ○講座の中で自社の育児との両立支援制度の説明を併せて実施
	NPO法人等	〇サービスの提供(子育て支援団体による、イベント等での子ど もダンスの披露や出前子育て相談の実施など)	○講座プログラムの開発、プログラムを実施する人材の養成、 企業等との打合せ、講座の実施
		〇約600企業・団体が参画 〇マッチング実績(平成19年9月~2月) ・事務用品を中心に24件、サービスについては未把握	〇民間事業者 4 社+県庁
	効 果	○中小企業にも取り組みやすい地域貢献の仕組みを作ることで、 地元企業と子育て支援団体の交流が生まれた。	○企業・事業所で実施することにより、仕事に忙しい父親も参加でき、父親の子育てへの参加意識を高め、職場でのワークライフバランスを進めることができた。 ○実施企業からは継続して開催する方向で検討中との声もある。
今	後の方向性	○事業のさらなる周知 ○県内の子育でサークルやNPO法人には、インターネットに つながる環境が整っていないところも多く、紙ベースでの広 報や対応が重要。 ○提供企業の開拓(具体的に提供する物やサービスの確保)	〇企業では、従業員の父親としての子育て支援となると関心が あまり高くないのが現状。事業のさらなる広報とあわせ、県庁 職員が企業を直接訪問して、事業のPRを進めていくなど地道 な取組が重要。

	取	祖事	例	子育て総合支援センター事業(徳島県)	子育てネットの運営・マップづくり (三應市)
	取組	の概		徳島県子育て総合支援センター"みらい" (平成18年11月に徳島県男女共同参画交流センター内に開設)では、子育で関係組織等の取り組みを総合的にコーディネートするとともに、関係機関等の連携推進や人材育成、子育て支援情報の集積・発信、相談事業の実施等、地域における子育て支援活動を積極的に支援	「みたか子育てネット」(ネットワーク上で、様々な子育て情報の紹介や子育て相談を行っているサイト)の運営や、「三鷹おでかけマップ」(乳幼児の保護者を対象にした市内まちあるきマップ)の作成を企業やNPO法人と協働して実施。
取	組の	きっ	かけ	〇子育て家庭の支援に向けて、市町村・NPO・子育てサークル 等の組織が活動を展開する中、さらなる利便性と相互の連携 強化を図ることにより、地域の子育て機能の総合力を高め、 次世代育成支援を推進することを目的に開設	○第3セクターである(株)まちづくり三鷹を設立し、地域振興を進めてきた中で、子育て中のママが活動母体となっているNPO法人と関わりを持ったこと。より市民に近いところで運営をすることが、市民との距離感を縮めるとの思い。
関		行	政	(市町村) 〇子育て支援機関等連携推進会議への参画や情報提供 (県) 〇子育て支援機関等連携推進会議の開催 〇情報集積・発信 〇地域の子育て支援に関わる人材活用や養成事業の実施 〇子育て支援活動者に向けた相談事業の実施	○掲載コンテンツの決定 〇ネットを通じて寄せられた質問に対する回答等 〇マップの編集・発行については行政とNPO法人が協働
わり方		企業	等	○児童養護施設や保育所を運営する社会福祉法人が子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○企業と連携した子育て支援の取り組みが今後の課題である。	〇サイト全般の管理運営
	N F	o à	去人等	<ul><li>○子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を 行う。</li><li>○子育てサークル等に出向き活動支援(子育て応援の匠派遣事業)</li></ul>	〇子育てネットのコンテンツ更新など運営全般 〇マップの取材、編集
	実	i	續	〇子育て支援機関等連携推進会議を県域4 ブロックで開催 〇ニュースレターの発行〇医師等の有資格者や子育て支援活動の 実践者を「子育て応援の匠」として登録・派遣する。〇ボラン ティア養成講座の開催や養成講座修了者の登録〇子育てサークル 支援研修を実施〇相談事業の実施〇研修室や託児室等の設備を有 する男女共同参画交流センターの特性を活かした共催事業の実施	〇子育てネットの年間アクセス数約450,000件 〇マップについては、毎年度5~6千部を発行
	効	į	果	<ul><li>○子育て支援機関の連携推進</li><li>○子育て支援活動者の情報交流</li><li>○人材育成</li></ul>	〇コンテンツについては、母親の視点でまとめたものや母親同士、双方向で得られる情報等を中心にまとめられており、特に子育てネットは、24時間いつでも欲しい情報にアクセスでき、実用性が高いとの評価を受けている。 URL http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/
4	*後0	の方!		〇事業のPR等を進め、子育て支援関係者のセンター事業活用の 拡大を図る。 〇さまざまな子育て支援活動のネットワークづくりや支援事業を 進め、地域での子育て支援活動がより広がりをもち、充実した ものとなるようコーディネート、支援を行っていく。	○情報提供のみならず、保育士など専門家が地域(住民協議会が 管理するコミュニティセンター)に出向き、出前型の親子がろ ば事業を展開することや、協働センターを中心に、子育てNP 〇との定期的な情報交換会を実施するなど、協働の展開をさら に進めている。

# 社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが     不適当であると認められる児童の養育を都道府県が	登録里親数	委託里親数	委託児童数
103732	里親に委託する制度	7,882人	2,453人	3,424人

資料:福祉行政報告例 [平成18年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又 はなすおそれのある 児童及び家庭環境そ の他の環境上の理由 により生活指導等を 要する児童	義務教育を終了した 児童であって、児童 養護施設等を退所し た児童等
施 設 数 (公立·私立)	120か所 (15か所・105か所)	559か所 (53か所・506か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所
児童定員	3,707人	33,561人	1,486人	4,101人	336人
児童現員	3,143人	30,764人	1,131人	1,836人	236人

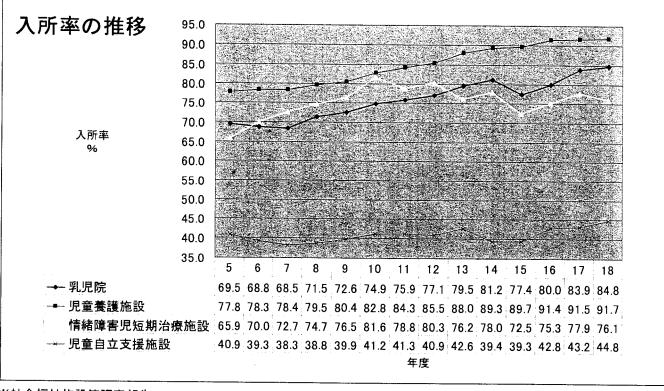
小規模グループケア357カ所資料:社会福祉施設等調査報告[平成18年10月1日現在]<br/>自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]<br/>(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)地域小規模児童養護施設146カ所

資料: 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

34

# 社会的養護体制の整備状況と自治体間格差

## → 施設の入所率は増加する傾向にある



※社会福祉施設等調査報告

36

# 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針

〇「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(国民的な取組の大きな方向性を示すもの)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方自治体の施策の方針)を策定

# 緊要性

#### 【仕事と生活の間で 問題を抱える人の増加】

- 正社員以外の働き方の増加
- → 経済的に自立できない層
- 長時間労働
  - → 「心身の疲労」「家族の団ら んを持てない層」
- 働き方の選択肢の制約
  - → 仕事と子育ての両立の難しさ



#### 【少子化や労働力の確保が 社会全体の課題に】

- 結婚や子育でに関する人々の 希望を実現しにくいものにし、急 速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限られていて 多様な人材を活かすことができ ない

# 実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を 果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期 といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

〇就業率(②、③にも関連)

<女性(25~44才)>

現状 64.9% → 2017年 69~72% <高齢者(60~64才)>

現状 52.6% → 2017年 60~61%

〇フリーターの数 現状 187万人 → 2017年 144.7万人以下

# ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合現状 10.8% → 2017年 半減

〇年次有給休暇取得率 現状 46.6% → 2017年 完全取得

## ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○第1子出産前後の女性の継続就業率 現状 38.0% → 2017年 55%

〇育児休業取得率

(女性)現状 72.3% → 2017年 80%

(男性)現状 0.50% → 2017年 10%

○男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭) 現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

4

第9回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年5月19日

資料4

基本的考え方案についての意見

(有) セレーノ 杉山千佳

◎全体構成として気になったこと

書かれている内容が、「保育」に特化したことなのか、その他の子育で支援サービスも含めながら書かれているのか、よくわからなくなる部分がありました。子育で支援サービス全体を網羅して財源の抜本的見直し、制度構築を図るのであれば、特に保育だけをクローズアップさせすぎるのは誤解を生む可能性があると思います。文中一箇所だけ見え消しを入れたのですが、「サービス」をあえてとってしまい、保育、子育で支援というふうに書き、個別に「サービス」と使わなければならない場面では「事業」といった書き方にして、子育で支援サービス全般を扱うときだけ、「サービス」と書くなど、ここで「サービス」というものをどう考えているかをクリアに示せるようにしてはどうでしょうか。

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

# 基本的考え方 (素案)

昨年末の子どもと家族を応援する日本重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、●回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方に基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

### 1 基本認識

### (1) 新制度体系が目指すもの

(すべての子ども健やかな育ちの支援)

○ 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、 「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

## (結婚・出産・子育でに対する国民の希望の実現)

- 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。
- また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の 労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達 成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

## (未来への投資)

○ 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、<del>将来の</del>子 どもの成長に大きな意義を有し、また、これは将来の我が国の担い手の育成の基礎となる ものであり、「未来への投資」であるという視点を共有する必要がある。

## (2)新制度体系に求められる要素

### (包括性:体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方に基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、体系的に整理していくことが必要である。
  - ※ 保育·放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護、児童手当·育児休業給付などの現金給付などが含まれる。また、障害児(発達障害を含む。以下同じ。)やその保護者が、新制度下における対象サービスを利用できるようにするために行われる配慮も含まれる。
- \*これとあわせて、先日駒村先生がご指摘されたような意味合いであることを指摘してください。

## (普遍性)

○ 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

## (連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組、市町村の取組と都道 府県の取組との連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入 所、就学後の放課後児童クラブの利用や子育て支援サービスと社会的養護サービス等、 切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。
- (3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担
  - 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい。今後、 サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。そ のために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りする ようなことはあってはならない。
  - 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。

# 2 サービスの量的拡大

## (1)「質」が確保された「量」の拡充

○ 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。

- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護(里親など)など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
  - 保育サービス等については、「新待機児童ゼロ作戦」の展開や、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要等にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
  - その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

## (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- \*佐藤先生ご指摘の人材の確保についてももう少し深めてほしい。
  - この際、NPO やボランティアなども重要な担い手と位置づけるのであれば、その旨も記載してほしい。

## 3 サービスの質の維持・向上

### (1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保を図っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は 重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討す べきである。

### <u>(2) 保育サービス</u>

○ 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。

- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する 適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等 の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境の改善や保育サービスの質の向上のため、利用者の意見や地域性、地方 公共団体やサービス提供者の創意工夫等に配慮しつつ、保育環境等のあり方について、 科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必 要がある。
- \*海外の基準等を参考にする。WLB など労働政策の知見も取り入れる、保育従事者の 雇用についての知見も取り入れる
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の多様なサービスを視野に入れ、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを 改善していくという視点が重要である。←この視点は、保育サービスだけに限らない。子 育て支援のサービス全般に言えること

## 4 財源·費用負担

## (1) 社会全体による費用負担

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有することを踏まえ、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

### (2)地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域格差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

## (3)事業主の費用負担

○ 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の役割における、現在の労働者の両立支援としての側面、「将来の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)」としての側面、企業の社会的責任の側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

## (4)利用者負担

○ 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、 今後、具体的な議論が必要である。

### (5)その他

○ また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用 者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

## 5 保育のサービス提供の仕組みの検討

- 希望するすべての人が安心して子どもを預け働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。
- 保育のサービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。併せて、良好な育成環境の保障という保育サービスの持つ公的性格、更には情報の非対称性、質や成果の評価に困難が伴うこと、選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること、子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有することなどの保育サービスの特性を踏まえる必要がある。← この項目はとても重要な文章なので、もうすこしわかりやすくお願いします
- 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育のサービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての保育サービスの公的性格や特性も踏まえた新しいメカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方として、ここでは「準市場メカニズム」と呼ぶ。)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。←この準市場メカニズムは保育サービスにだけ適応されるものなのか、子育て支援サービス全体に適応されるものなのか?
- 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠け

る」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、地域によって判断が異なることなく全国どこでも保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

- 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、「準市場メカニズム」の考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、 保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。
- その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者の選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。
- また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされること不可欠である。
- さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。
- ○また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能 を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容、対応方法が異なることに 留意が必要であり、都道府県、国は実情に合わせた柔軟で適切な支援を行う必要があ る。
- 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども 園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教 育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

## 6 すべての子育て家庭に対する支援等

○ 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育 ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、 家庭訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、 質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。

- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはない。就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等との理解・協力のもと、その拡充が必要である。
- 新しいメカニズム導入にあたり、選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なることや親の成長の支援等の必要性を踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

## 7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、地域の高齢者、NPO、企業など、多様な主体の協働・参画により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が 大半を占めているものもあり、新規参入の NPO や企業は参入しづらい現状がある。今後 は、多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。
- 親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を探るべきである。

# 8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護の下にある子ども、 障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要であ る。
- ○社会的養護の下にある子どもたちが家庭的環境や地域社会とのつながりのなかで生活ができるよう、社会的養護サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度下における子育て支援サービスと社会的養護サービスとの連結に配慮した仕組みとすることが必要である。

- ○新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が 地域のなかでともに生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必 要とされる。
- ○新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、現在、子育て支援サービスが市町村、 社会的養護サービスが都道府県となっている体制が子どもや保護者に及びサービスの 質・量の整備に与えている影響について、十分な検証を行うべきである。

## 9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけではなく、 働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要 である。
- 特に、延長保育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、両親がともに家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。
- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向け た取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含 めた検討を進めるべきである。この際、地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等に おいても働き方についての検討を深め、実効性のある計画にする必要がある。

## 終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上であるが、今後、サービスの利用者、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞きながら、国民的な議論を行い、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

←このトーンだと、「いろんな人の意見を聞いてやっていきます」といったニュアンスが強いので、 もう少しこの部会としてはこう思う!こうやるべき!といったものを熱く語っていただいたほうがよ いのではないでしょうか。

資料5

2008年5月15日

社会保障審議会少子化対策特別部会 大日向部会長殿

日本経済団体連合会少子化対策委員会 企画部会長 福島 伸 一

2008年5月14日にご送付いただいた「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(案)」について、以下のとおり、意見を追加いたします。

# 1. サービスの量的拡大(1)「質」が確保された「量」の拡充(p3)

添付意見でも述べたとおり、大都市圏における保育サービスの確保、待機児 童対策への対策は早急に取り組まねばならない課題である。

そこで、P3(1)の第3パラグラフの最後に「とりわけ、大都市圏等、待機児童の多い地域については、早急かつ重点的に施策を講じる必要がある」旨を挿入し、課題の緊急性について改めて言及すべきである。

# 2. 財源・費用負担 (1) 社会全体による費用負担 (p4)

会合および添付意見でも述べたとおり、少子化対策は、広く国民が税金で負担(公費負担)していくことが基本と考えられる。

そこで、P4(1)の冒頭に「人口減少に対応し、経済社会の持続的な発展を図ることは、国の基本的な役割である」旨の基本的な理念をまず明記すること、「1・(3)を鑑み」を「社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる」の前に挿入するなど、国の取組みを基本としつつ、各主体が協力をしていくことを明らかにすべきである。

# 3. 働き方の見直しの必要性・仕事と生活の調和の実現(p 8)

第3パラグラフに、「育児期の短時間勤務制度の普及・促進や男性の育児休業の取得促進のため」と追加されているが、第4パラグラフの例示とも重複感があるので、整理を要する。

さらに、第4パラグラフに、「長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き方の二極化を迫る」との表現があるが、労働者自身の自発的選択や扶養控除等の制度要因等もある。また、働き方には多様性だけでなく、柔軟性も重要である。そこで、第4パラグラフについては、「仕事と生活の調和憲章」を参考に、下記のような修文を求める。

○また、出産・子育で期の女性に「出産・育児と仕事との両立など、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、」公正な働き方を実現することが重要である。

以上

添付資料:素案に対する意見(5月12日提出)

### 【添付】

2008年5月12日

社会保障審議会少子化対策特別部会 大日向部会長殿

日本経済団体連合会少子化対策委員会 企画部会長 福島 伸 一

## 1. 基本認識 (p2) について

次世代育成の新しい制度には、包括性・体系性が求められるとする考え方に 賛同するところであり、厚生労働省と関係省庁が十分な連携を図りながら進め ていただきたい。

たとえば、経済的支援については、児童手当と扶養控除との関係の整理・一体化、就学前の子育て支援のあり方として、認定こども園等での「二重行政」の解消などに国民的議論をしたうえで取り組んでいくことが必要だと考える。

# <u>2. 財源・費用負担(3)事業主の費用負担(p 4)</u>

5月9日(金)の会合でも述べたところだが、少子化対策は、国力・国を富ますという観点から「将来の担い手育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)」という側面があるからこそ、広く国民が税金で負担(公費負担)していくことが基本と考えられる。その基本を守りながら国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの今後の役割を踏まえながら、費用負担を含め、相互に連携して取り組むことが必要である。

とりわけ少子化対策における企業の役割の基本は、仕事と生活の調和を自主 的に推進するところにあると考えている。

# 3. サービスの質の維持・向上 (2) 保育サービス (p3)

大都市圏における保育サービスの確保、待機児童対策への対策は早急に取り組まねばならない課題である。確かに、質の確保は重要ではあるが、財源も限られている中で多様な保育サービスを量的に確保するためには、地域の事情を反映した形での認可基準を採用するなど柔軟な対応が必要だ。また、有資格者でなければならないというだけでなく、子育て経験者などをうまく組み合わせていくという発想も重要だと考える。

# 4. 保育のサービス提供の仕組みの検討(p 6)

新しい保育サービス提供の仕組みを導入する場合に、財源確保がなければまったく一歩も前に進まないというのでなく、限られた財源の中でも、効率化を図る中で実現できるところから着手していくことが必要だ。

また、基本的な方向性として、利用者が直接契約できるようにしていくこと

.

第9回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年5月19日

資料6

少子化対策特別部会「基本的考え方(素案)」についての意見

2008/05/12

日本テレビ報道局

宮島香澄

第8回会議に示されました「基本的考え方」について、会議での発言を補足し、具体的な修正案などを提出いたします。よろしくお願いします。

#### 素案の文章の修正提案

#### <意見1>

7頁 「7 多様な主体の参画」

○「親を一方的なサービスの受け手としてではなく相互支援やサービスの質の向上に 関する取り組みなどに積極的に参画を得る方策を得るべきである」を「自治体にお ける保育施策の決定過程や現場などにおいても、親を一方的なサービスの受け手として ではなく、相互支援やサービスの質の向上に関する取り組みなどに積極的に参画を得る 方策を得るべきである。」と修正していただけますようお願い致します。

#### (理由)

ここ数年の保育所の民営化の評価は施設によってもまちまちですが、地域において、この重要な転換の説明とプロセスの部分で問題が散見されました。子供の保育環境の大きな変化にもかかわらず、保護者への説明が遅かったり、保護者に決定だけが伝えられ、何を言っても無駄、と感じさせる状況もありました。自治体での子育て施策の決定・審査の議論(児童福祉審議会など)を市民参加型(実態として)にし、十分に公開し、保護者の意見が十分に検討されるべきと考えます。最近は行き過ぎた親の要求が「親のワガママ」と捕らえられる側面もあるのですが、多くの常識的な保護者の意見を反映しつつ子育て支援政策を進める姿勢と体制づくりを自治体に構築してほしいと思うからです。

#### <意見2>

(意見の2と3は前回発言した「支援の対象を広げる」という主旨に関してです。)

- 2頁 「2 サービスの量の拡大について」
  - (2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点について
  - 「〇 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の 拡充を基本としつつ、・・・・・」

#### →下線部のように

○ 「保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の 拡充、認可外保育所やサービスへの支援、を基本としつつ、多様な・・・・・・」

#### (理由)

現行では様々な入所要件に制約のある「認可保育所」をベースにした制度の拡充のみでは、受け入れ体制の問題解決にならないと考えます。認可保育所が不足している穴を認可外保育所などが埋めている現状を踏まえると、認可保育所に加えこれらの施設も支援していくことで、量的拡大や質的底上げをし、新制度体系で目指そうとする「すべての子供の健やかな育ちの支援」を実現していくべきです。

## <意見3>

4頁「3 サービスの質の維持・向上

- (2)保育サービス
- 「〇 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、 ・・・・」
- →下線部のようにと考えます。
- 「○ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、<u>これまでの認可保育所や認可</u> <u>外保育所の枠組みにとらわれず、各地域の実情に応じてそれぞれ実施され</u> <u>ている創意工夫の成功的な取組を参考に、保護者やその子供のニーズに合った</u>多様 なサービスを実践し、・・・・」

#### (理由)

保育サービスの質を上げるためには、認可保育所のみの環境を改善すればよいというものではないと思います。量の拡充のところでも示したように、認可保育所が不足している穴を認可外保育所などが埋めている現状をふまえると、現在認可保育所より財政支援が少ないこれらの施設を支援していくことで、量的拡大や質的底上げし、保護者の不公平感を減じ、制度体系で目指そうとする「すべての子供の健やかな育ちの支援」を実現していくべきだと考えます。よって、まずは、ニーズを反映した認可園の在り方を検討することと併行して、認可外の質の底上げも含めた財政的な支援を行うことが保育サービスを全面的に充実していく上で有効であると思います。

#### <意見4> 追加提案(会議での発言に即して)

多様な保育サービスを目指すとしながらも、認可保育所のことが中心になっている印象があり、放課後事業や認定こども園等、省庁の連携が必要なことにも明記が少ないと感じます。そこで、以下の点を追記していただきたいと思います。

○ 認定こども園や放課後事業(学童保育や地域こども教室)についても、地域の実情に応じてNPO等を含めた様々な担い手が事業に取り組んでいる実態を踏まえ、関係省庁や地方自治体とも連携の上、保護者やその子供のニーズ本位のサービスを行えるよう、従来の管轄にとらわれない、制度面予算面等における柔軟な支援体制を構築することが重要である。

#### (理由)

厚労省からは、素案は「全体のサービスにかかっている」とのご説明でしたが 病児保育、延長保育、夜間保育、ファミリーサポートサービスや認定こども園、 放課後事業についても検討対象だと、はっきり伝えたいためです。

#### 文言修正以外の追加意見

少子化対策特別部会で、保育、特に「受け入れ施設」の話が多かったこともあり 問題意識をもつ、労働に関する発言の機会を逸していました。

私自身、部会で唯一の民間企業に勤める現役小学生持ちマザー、悩める労働者ですので、 現在私から見える子育てと労働の現状をお伝えしたいと思いました。働き方を行政手段 のみから変えるのは難しいのですが、複雑になる企業の現場に対して、両立支援の立場 からの「働き方の見直し」をさらにしっかり打ち出していただきたいです。

#### <意見5>

子供の受け入れ先を増やしても、子供を持つかを悩む夫婦の最低限のハードルをひとつなくしただけで根本は解決されず、働く環境が鍵です。私が意見を申し述べた「親の施策決定への関与」も、親がぎりぎりで労働育児をしている現状のままで求めれば、親の負担を増やしさらに追い詰めることにもなりうると感じています。

「働き方の見直し」は、親が自分だけでできるわけはなく、企業・雇用側へのアプローチをもう少し明確にしたいと思います。育児休業制度やさまざまな制度の利用は、まだ、公務員や大企業の被雇用者に多く、女性の雇用形態として比率を増している派遣・非正規雇用にまだまだ届いていない現状があります。少しずつ制度の改善が行われているところではありますが、両立支援には、安定的な雇用の実現と、雇用の形態を問わずに支援制度を利用できる環境の構築が必要と考えます。育児支援制度を利用できる被雇用者とそうでない被雇用者の二極化を危惧しており、両立の環境整備を「被雇用者全体に」広げる実質的な方策が必要です。

また、「両立支援」というと育児休業制度が話題になりやすいのですが、育児休業は 10年・15年続く育児のごく一部の期間の話で、より重要なのは、仕事再開後に労働者としても十分達成感をもちながら仕事と育児ができるかだと思います。いったん仕事をやめたりペースを落としても、再度戻れば能力がきちんと評価されるよう、次世代育成の視点からも「同じ働きに対する公正な賃金」と「均等的処遇」を改めて求めるべきと考えます。

効率化や成果主義で余裕がなくなっている企業社会で被雇用者は、育児休業を取得でき子供が保育園に入れる幸運に恵まれたとしても、育休復帰後にもうひとつの二者択一を迫られていると思います。ひとつは、時に子供をかえりみないくらいに残業もして、社内キャリアを積む道。もうひとつは、キャリアトラックを変え、時に雇用形態も変え

て、交代可能で比較的短時間で終了する仕事を続ける道。後者を選んだ場合、能力を出産前同様に生かせないことも多く、正社員から雇用形態を変えた場合には、以前と同じ質の仕事をしても給与が激減します。 企業がモーレツな働き方を前提に動く限り、正社員として短時間勤務制度が整ったとしても、それは職場の中で分断されたいわゆる「マミー・トラック」をつくるだけのことにならないか、心配があります。育児支援の施策は、男女の均等待遇と一緒でなければうまくいかないし、少なくとも、同質の価値の仕事を、時間だけ短時間、あるいは在宅で行うことを正当に評価することを前提としないと、本当に使える制度にならないと考えます。

さらに女性、とくに仕事を一度中断した人の賃金が、高い能力があっても抑えられが ちなことは、夫の育児参加にも影響があります。女性と男性の賃金格差が大きい日本で は、男性の育児休業を奨励しても、経済上妻が育休を取る方が合理的な場合が多く、 男性の育児休業取得は、ごく短期間か、妻が男性並みの給与を得ている夫婦のみになり がちです。母親仲間と話していて、夫婦間の給与・待遇の差が、夫に育児での分業を求 めにくい土壌にもなっていると感じます。

「労働に応じた公正な賃金」と「均等待遇」は、非正規雇用のカップルが希望するだけ の子供を持つためにも、出産後の女性の働き方の上でも非常に重要だと考えています。 こうしたことやこれまでの議論をふまえ、「働き方の見直し」の項目を増やす方向で検 討いただきたいと思います。

#### 国民的合意について

#### < 意見6 >

「国民の理解・合意のための取り組み」をもっと強調し、別項目をたてることも考えられないでしょうか。

日本で少子化対策が「必要だ」という合意は全体としてはあると思うのですが、 政治や識者の議論でも「実態をわかっていない」と感じることがありますし、

中小企業の幹部など、状況が正確にわからないから手がつけられないところもあると思います。財源確保の意味でも、子育て支援が切実なのは世代が限られるため、

年金・医療・介護などに比べ発言力が弱くなりがちです。

清原委員のご意見のように、検討過程のPRを強化したいところです。

以上

第9回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年5月19日

資料7

### 次世代育成支援ための新たな制度体系の設計に関して(私見Ⅱ)

「遊育」代表取締役 吉田正幸

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して、5月9日の会議で示された「基本的考え方」 を踏まえつつ、以下のとおり意見を申し述べます。

#### [総論]

少子化対策特別部会の議論の一つの前提である「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイントは、「仕事と生活の調和の推進」及び「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」にある。この2つは、 ニワトリとタマゴの関係ではないが、両者が相まって初めて有効な政策となる。

例えば、サービスの量的拡大を目指す場合、保育サービス一つをとってみても、相当数の保育従事者が必要になると予測されるが、ワークライフバランスの実現によって育児休業取得者が増えれば、①ゼロ歳児保育のニーズが減少し、②それに携わる保育従事者が1歳児以上の保育を担当することができ、③新たな人材確保の必要性を低減できる――といったことが想定される。極論すれば、基準上は3万人の乳児に1万人の保育者が必要とされるが、これがゼロになれば、1万人の保育者が30万人の5歳児の保育に携わることができる。あるいは、子どもの看護休暇が保障されれば、病児・病後児保育のニーズを減少させることができる。(もちろん、その場合であっても、必要な人に対してゼロ歳児保育や病児・病後児保育を保障することを担保するという前提は崩さない)

従って、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」に当たっては、常にワークライフバランスとの相関関係を念頭に置きながら、両者の相互補完的な役割を十分に踏まえた上で、制度設計を行う必要がある(部分最適に陥らず全体最適を目指す)。

なお、企業等の事業主負担の在り方も課題になっているが、育児休業や子どもの看護休暇などワークライフバランスを実現できる企業は、目に見えない事業主負担に貢献していると捉えることもできる。そうした企業等に対して税制その他の面で一定の優遇措置を講じることも、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計の中で考慮することがあってもいいのではないか。

#### [基本的認識について]

「未来への投資」に関して、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面だけでなく、「将来の我が国の担い手の基礎となる」側面も指摘しているが、これに加えて、健やかな子どもの育ちを支援することが、健康の増進や問題行動の減少、教育効果、就労意欲の増加などに寄与し、その後の社会的コストを引き下げる効果があるということも強調すべきである。即ち、十分な初期投資をすることで結局はトータルコストの減少につながるという国民的なコンセンサスを得ながら、社会全体による費用負担を求める必要がある。

また、新制度体系に求められる要素として、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を挙げているが、これに加えて、「総合性」(様々なサービスを効果的・効率的に組み合わせ、企業やNPO等も含めた総合的なシステムを構築すること)という要素も挙げていただきたい。その視点から、現金給付と現物給付のバランス・プライオリティの在り方や、保育サービスと子育で支援サービス、男性の育児参加(働き方の見直し)、さらには幼稚園等の教育サービスとの総合的なバランスを考える必要がある。

さらに、「専門性」や「安定性」という要素も考慮していただきたい。「専門性」によってサービスの

質の維持・向上という視点を強調し、「安定性」によって持続可能なシステムやセーフティネットの構築という視点が明確になるのではないかと考える。

#### [サービスの量的拡大及び質の維持・向上について]

都市と地方の問題については、ある程度触れられているが、量的拡大は主として都市部の課題であり、 過疎化と財政難に苦しむ地方にとってはサービスの持続可能性(その意味での質の維持・向上)のほう が課題となる。従って、新たな制度体系の設計に際しては、地方の様々な事情にも配慮し、地域活性化 という観点からも次世代育成支援を有効に機能させる方策の検討を盛り込むべきだと考える。

このほか、少子化の進行に伴い、若年労働人口の不足が予想されるが、質と量の両面において保育者の人材確保が極めて重要な課題になると考えられる。これに関して、保育者の需給見通しをシミュレーションしながら、処遇や職員配置の改善、養成・研修の在り方の見直しなど、保育人材の確保・質の向上について総合的な対策を講じる必要がある。

#### [保育のサービス提供の仕組みの検討について]

保育サービスにおける「保育に欠ける」要件の見直しや契約制の導入に関しては、規制改革などが求める市場原理とは異なる考えに基づいていることを明示した上で、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」や「普遍性」といった視点から、サービス提供者と利用者(子ども・保護者)の双方にとって検討に値するという方向を示したほうがいいのではないか。その際、双方にとって(特に子どもにとって)懸念されるリスクを想定し、そのリスクを回避するセーフティネットの構築の必要性を強調すべきである。

また、基本的に「準市場メカニズム」という考え方は妥当だと考えるが、保育所関係者の中には規制 改革等が唱える市場原理に「準ずる」という誤解を招く恐れも多分にあるので、そうした誤解を与えな いような表現に改めたほうがいいのではないか。例えば、「新しいメカニズム(完全な市場メカニズム とは別個の考え方として、ここでは「準市場メカニズム」と呼ぶ。))という表現を、「新しいシステム (完全な市場メカニズムとは別個の考え方として捉える。)」や、「新保育システム」、「新しい公的保育 システム」と言い換えるなど。

このほか、「包括性・体系性」「連続性」(さらには「総合性」)といった観点から、保育サービス提供の仕組みの検討に関しては、保育サービスだけでは完結せず、他の子育て支援サービスやワークライフバランスとの関係を考慮することも大切である旨の記述があったほうが望ましいと考える。

#### [その他]

「すべての子育て家庭に対する支援等」において、「コーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである」との記述があるが、これに関しては保育サービスを利用する場合も含めて(特に契約制を検討する場合)、ソーシャルワーカー的な役割やコーディネーター的な役割(必要に応じて主任児童委員やカウンセラーの役割も含めて)を果たせるような「ファミリーワーカー」(仮称)を創設し、市町村単位に配置することも検討するべきだと考える。

このほか、親の就労によって「保育に欠ける」場合だけでなく、家族構成(ひとり親など)や親の養育力(育児放棄、虐待など)、地域における人間関係(孤立化など)といった家庭・地域の状況も、子どもの健やかな育ちにとってはマイナス要因となっていることを踏まえて、「保育に欠ける」要件を子どもの視点から見直す必要がある。